

シンポジウム

ぶ ぜん こく ふ たん じょう
豊前国府誕生

ふく ぼる ちょう じゃ ぼる
福原長者原遺跡とその時代



遺跡復元図



豊前国印

日時 平成 29 年 3 月 4 日 (土) 13 時~17 時

場所 コスメイト行橋文化ホール

主催 行橋市・行橋市教育委員会

ごあいさつ

北九州市の門司から大分県の宇佐までをエリアとする「豊前国」ができたのは 7 世紀の末頃といわれています。この時代は律令制度を基礎にして日本の国のかたちが整えられていく時代でもあります。

行橋市で発見された「福原長者原遺跡」は、この時代に現れた九州最大級の官衙（役所）遺跡です。

この遺跡は豊前国の行政を担った国府などの役所の跡だと考えられますが、一般の国府よりもはるかに規模が大きく、形態も特殊です。なぜこのような官衙がこの地につくられたのか。またどのような役割を果たしていたのか。このシンポジウムで京都平野が豊前国の政治や行政の中心となった歴史的背景と、豊前国府の誕生の謎を探ります。

このシンポジウムによって、本市の歴史と文化に関する知識と関心がこれまで以上に深まることを願うものです。

行橋市長 田中 純

◆ シンポジウムプログラム

- 13:00 開会
13:10 記念講演 1 「福原長者原遺跡の発掘調査」 杉原 敏之
13:40 記念講演 2 「福原長者原遺跡と藤原宮・仙台郡山官衙遺跡」 林部 均
14:10 休憩
14:20 記念講演 3 「歴史学からみた福原長者原遺跡と豊前国」 坂上 康俊
14:50 記念講演 4 「豊前国府の成立」 亀田 修一
15:20 休憩
15:30 シンポジウム 【パネリスト：杉原 敏之・林部 均・坂上 康俊・亀田 修一】 【コーディネーター：小川 秀樹】
16:50 閉会

◆ 講師紹介

かめ だ しゅう いち
亀田 修一 〈岡山理科大学教授〉

1953 年福岡県に生まれる。九州大学大学院修士課程修了、博士（文学）。専門は考古学で古代の日本と朝鮮半島の交流史を遺跡や遺物を通して研究している。福原長者原遺跡調査指導委員会委員長。主な著書、編著に『日韓古代瓦の研究』2006 年、『吉備の古代寺院』2006 年、『古墳時代研究の現状と課題〈上・下〉』2012 年などがある。

さか うえ やす とし
坂上 康俊 〈九州大学大学院教授〉

1955 年宮崎県に生まれる。東京大学大学院文学研究科博士課程中途退学。専門は奈良・平安時代史で律令国家の成立・展開と中世国家への変容過程を主として制度史的な側面から追究している。主な著書に『日本の歴史 5 律令国家の転換と「日本」』2001 年、『平城京の時代』2011 年、『撰関政治と地方社会』2015 年などがある。

はやし べ ひとし
林部 均 〈国立歴史民俗博物館教授〉

1960 年大阪府に生まれる。関西大学文学部史学地理学科卒業、博士（文学）。専門は日本考古学で、飛鳥・藤原京、平城京などの古代の宮都から、古代国家の形成過程を追求している。主な著書に『古代宮都形成過程の研究』2001 年、『飛鳥の宮と藤原京—よみがえる古代王宮』2008 年、『平城京誕生』2010 年などがある。

すぎ はら とし ゆき
杉原 敏之 〈福岡県教育委員会 文化財保護課 文化財保護係長〉

1968 年山口県に生まれる。明治大学文学部史学地理学科卒業。専門は日本考古学で、大宰府史跡の発掘調査を長く担当し、福原長者原遺跡の調査にも携わる。西海道の官衙遺跡の研究にも広く取り組んでいる。主な著書に『遠の朝廷・大宰府』2011 年などがある。

福原長者原遺跡の発掘調査

— 政庁の構造と歴史的特質を探る —

福岡県教育委員会 杉原 敏之

福原長者原遺跡は、律令国家成立期に造営された、約150m四方の区画溝と回廊状遺構を廻らせる、巨大な八脚門を備えた官衙政庁跡である。官衙中枢部という施設の性格から、重層的な遺構の形成は殆どない。それは、この官衙の性格や存続期間に深く関わるものであろう。ここでは、これまでに実施された調査で明らかになった、官衙の構造や歴史的特質について述べたい。

1 福原長者原遺跡の時期

この官衙の変遷を考える上で重要なのは、区画溝 SD055 と回廊状遺構 SA030 の切合い関係である。まず、SD055 は人為的に埋められて廃絶し、その埋土を切り込んで SA030 が構築される。この SA030 の外側柱列は、政庁の南門 SB001 の親柱列に柱筋を通して政庁を区画する。さらに、SA030 と区画溝 SD050 の内側の溝肩が、11.8m とほぼ等間隔で廻る。一方、南門 SB001 は、柱穴の重複によって A (古期)・B (新期) に細分され、さらに門 SB002 が切り合う。ただし、門の規模は縮小して北側控え柱に柱列 (板塀) SA033 が取り付く。この政庁内では、正殿地区に廂付掘立柱建物 SB010 があり、南北棟建物 SB014 と 015 が推定中軸線の対称地にあり、脇殿とみられる。

本遺跡の出土土器類をみると、7世紀第4四半期～8世紀第1四半期を中心としている(図1)。8世紀後半以降の官衙遺跡に特徴的なミガキを施す土器器類が小片を含めて認められず、瓦類は小片で総瓦葺建物を想定できない。これは施設の存続期間を考える上で重要になる。

遺構と出土土器を整理すれば、まず切合いから区画溝 SD055 を I 期、回廊状遺構 SA030 を II 期とすることができる。特に II 期は、南門 SB001 掘方出土の土器などから 8 世紀第 1 四半期前半に比定される。これに対して I 期 SD055 については、出土遺物が限られるため、直接時期比定は困難である。ただし政庁内出土遺物類に 7 世紀第 4 四半期頃に比定できるものがあり、痕跡としてみれば I 期を 7 世紀末～8 世紀初頭に置くことができる。III 期については、SB001 と SB002 の切合いから導き出されるが、遺物との対比は困難である。門遺構の痕跡としてみれば II 期 SB001 廃絶後、時間を置かず SB002 が配されており、III 期を 8 世紀第 2 四半期頃に設定できる。つまり、I 期が 7 世紀末～8 世紀初頭、II 期が 8 世紀第 1 四半期、III 期が 8 世紀第 2 四半期となる。

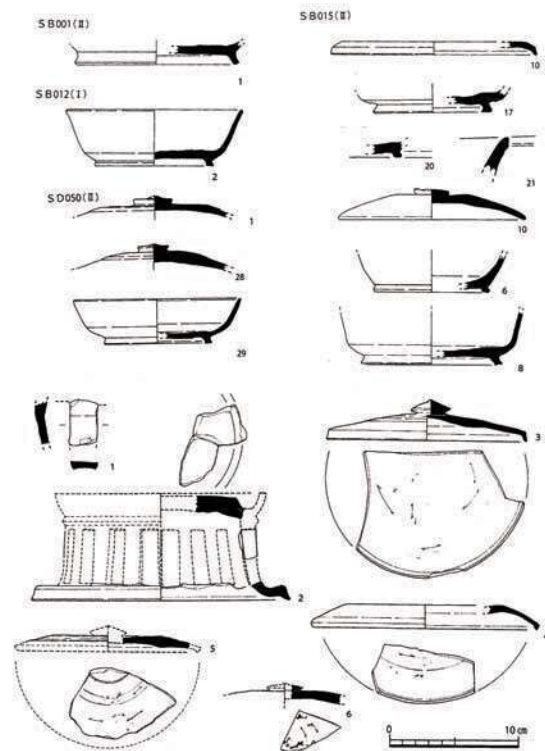


図1 主要出土土器

2 諸施設の構造と政庁の復元

南門 SB001 SB001 は、三間一戸の八脚門でⅡ期政庁の主門となる(図2)。桁行総長 8.52m(28.4 尺)、梁行総長 4.92m(16.4 尺)、入口となる正面中央間は 3.96m(13.2 尺)である。柱穴が重複する形で柱の据え直しが行われており、古・新时期(A・B期)に分かれる。このうち当初の掘り込みの深さを留めるA期の門は、控え柱となる南側の柱穴掘方の径が床面付近で幅 1.1m、深さ 1.25m、中央の親柱で 0.6m、深さ 0.8m程度である。特に控え柱の柱痕跡は径 40 cm程度と大きい。柱の深さがそのまま柱高に反映するとみれば、掘り

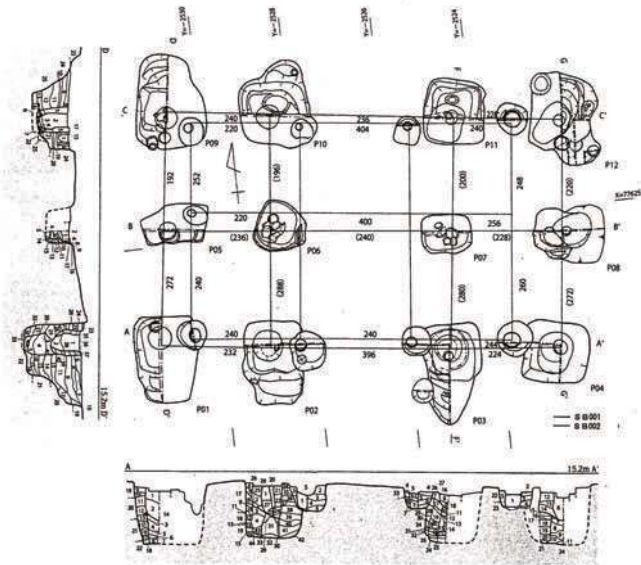


図2 南門 SB001

込みの浅い親柱に対して掘り込みが深い控え柱で支える上部構造が想定される。西海道における官衙の八脚門型式は大宰府政庁跡中門、肥前国庁跡南門、日向国府跡南門等でみられる。肥前国庁跡Ⅰ期政庁(8世紀前～中頃)では南門は八脚門に復元され、桁行約 7.2m(24 尺)、梁行約 4.4m(14.5 尺)である(佐賀市教育委員会 2006)。8世紀初め頃の掘立柱式八脚門としてみると、本遺跡は大規模で突出している。

回廊状遺構 SA030 はⅡ期政庁の空間を圍繞し、外側柱が南門 SB001 とで柱筋を通していている。現状では 117.8m(400 小尺)の正方形に復元できる。南門から西半では 23 間分を検出した。桁行柱列の柱間は 2.15～2.60m、梁間については、1.85～2.05mである。柱穴掘方については、外側で一辺 1.0m程度の方形、深さ約 1.0m、内側で一辺約 0.8mの方形、深さ約 0.7mとなる。柱痕跡は外側が 30 cm程度で内側より大きい。つまり、南門 SB001 親柱と柱筋を通す外側柱列(板塀)を内側柱列が支えるような構造が想定される。類例は伊予・久米官衙遺跡群にあり、7世紀第3四半期を中心とする東西 100m前後、南北 98m前後の方形で回廊状遺構の外側に区画溝が廻る。西海道では、8世紀前第1四半期後半に造営されたⅡ期大宰府政庁の回廊は、基壇上に構築され南門から正殿に取り付くが、梁行は等間で通行を目的としている。ほぼ同時期の肥前国庁Ⅰ期は1本柱列の板塀で、現状では西海道諸国にも類例は無い。

正殿地区の大型建物 政庁内中央北側で確認した掘立柱建物 SB010 は、現状では東側と南側に廂を持つ 7間×3間の規模に復元される。柱穴掘方内に楕円形の掘方が重複しており、南門 SB001 と同時期に位置づける根拠となる。東側廂の南北3間で柱間は 3.40m～3.43m、廂と身舎の柱間は 2.64mである。身舎北側の桁行にあたる柱列は一番西側の柱間が 2.00mと極端に短い。それ以外は 2.52m(8.5 尺)～2.64m(8.9 尺)で柱痕はいずれも径 40～45 cm程度ある。廂部の柱間が 11 尺以上、柱痕跡が 40 cmを超える政庁域でも大型の建物である。政庁内中央北側にほぼ位置し、正殿に比定できる可能性もあるが、規模や配置が確定できておらず即断できない。

Ⅱ期政庁の復元と課題 Ⅱ期政庁には、外側に約 140m四方の区画溝 SD050 が廻る。そして、板塀が想定される一辺 117.8m(400 小尺)の回廊状遺構 SA030 が政庁の四方を圍繞する。この SA030 から SD050 の肩までの距離は 11.8mあり、溝内側の空間も意識した構造である。この政庁は、南東から北西に舌状に延びる丘陵端部に設置されており、西には急激に落ち込む谷部が入る。また、政庁前面部には施設の痕跡とみられる南北の溝のみでそれ以外の施設を確認できて

いない。区画溝 SD050 が南門の前を通過するかは不明だが、現状では政庁の正面に儀礼などに関わる広場等の空間を想定することもできる。このⅡ期政庁内の施設については、格式高い八脚門の南門 SB001 を中心として東西対称地に置かれる南北棟建物 SB014 や SB015 は脇殿とみられる。一方、正殿地区では、大型廂付建物 SB001 が正殿に比定される可能性があるが、回廊状遺構と南門によって割り出される中軸線とはズレがみられる。

ところで、この時期の西海道諸国の国庁は定形化する以前であり、多様な形態を考慮する必要がある。筑後国府跡Ⅰ期古宮国府や肥前国庁にはいずれも前殿が存在し、後殿の出現はⅡ期大宰府政庁を除き8世紀後半頃である。本遺跡でもⅡ期政庁に前殿の存在は十分に想定でき、また政庁中央に正殿が置かれている可能性もある。Ⅲ期政庁の SB002 は型式からみれば八脚門で桁行総長 7.24m(約 24 尺)、梁行 4.92m(約 16 尺)となる。ただし、柱穴の規模は小さく柵(板塀) SA033 に北側の控え柱が取り付け突出した門となる。そのため、SB001 とは機能的にも異なる可能性が高く、Ⅱ期政庁の儀礼空間としての機能と継続性に関わっている。

3 福原長者原遺跡の歴史的特質

福原長者原遺跡の政庁が主体となる時期は、7世紀末から8世紀第1四半期頃であり、歴史事象に照らせば、大宝元年(701)の大宝律令制定や平城京遷都が進められた日本律令国家の成立期にあたる。西海道では筑紫大宰を中心に軍事機能から外交機能の確立を経て、政治機構整備が進められ、大宝律令によって令制大宰府が正式に発足した。この大宰府管内の諸国において、律令成立期の政庁関連遺構が確認されているのは、大宰府政庁跡、筑後国府跡、日向国府跡等がある。

大宰府政庁跡では8世紀第1四半期後半に礎石建物のⅡ期政庁が成立したが、その下層では直前まで続くⅠ期遺構がある。このうち正殿下位では、Ⅰ期新段階の長舎状の南面廂建物 SB120 が確認されている。柵 SA110(板塀)が取り付け、後背に溝 SD125 が並走している。そして、正面に南北棟建物 SB121 が置かれている。建物様式として見た場合、Ⅱ期政庁とは大きな相違がある。一方、7世紀末の筑後国成立期に位置づけられる筑後国府跡Ⅰ期古宮国府は、2条の区画溝と築地塀(土塁)に囲まれた南北 170m、東西約 80mの方形状の区画内に施設がおかれている。正殿は北側築地の内側溝 SD3386 に接する位置にあり3回の建替えが確認されている。このうちⅠ-C期の SB3390 は桁行 8間 × 3間(あるいは2間)、桁行き総長 23.2m、梁行総長 6.6mとなる。そして前殿 SB4059 と東脇殿 4062・4086 で構成されるが、西脇殿については不明である。この政庁は南北に長大で二重の区画溝に築地が伴うなど、全国的にみても類例がない。さらに日向国府跡で

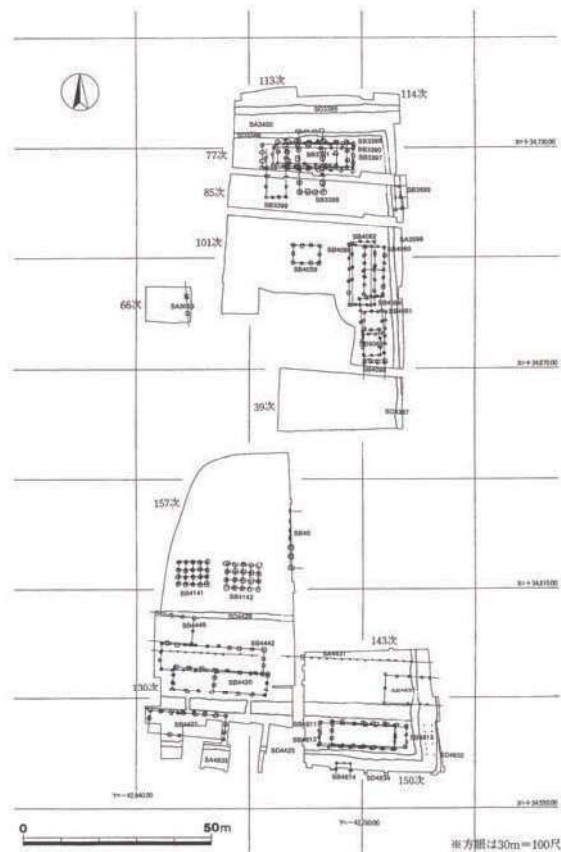


図3 筑後国府跡Ⅰ期古宮国府

は、最下層に前身官衙とされる長舎状建物で構成される政庁が確認されている(西都市教育委員会 2015 他)。長舎建物は 2 棟が並列するが、このうち西側南棟の SB080 は桁行 11 間(あるいは 12 間)×梁行 2 間、桁行総長 24.5m、梁行総長 3.6m である。そして、板塀 SA085 が取り付く。また中央北には「前身官衙主殿」・廂付建物 SB030 が配されている。

以上のように、西海道の国庁級以上の施設では、7 世紀末から 8 世紀第 1 四半期の段階とそれ以後では政庁の構造に大きな違いが認められる。特に 8 世紀中頃には、筑後国府跡や肥前国府跡で長胴化した東西脇殿の中央に正殿を置く配置をとる「大宰府型」がみられる。ただし福原長者原遺跡は、より古い 8 世紀第 1 四半期のⅡ期大宰府政庁成立以前に位置づけられ、巨大な八脚門に回廊状遺構が取り付き、区画溝が廻る東西約 150m 四方の政庁は明らかに通常の諸国の国庁とは規模が異なる。唯一俎上に挙がるのは筑後国府跡Ⅰ期古宮国府である。この国府は 7 世紀末頃、筑紫国が分割された際、北の大宰府と機能分化するように南の要衝に置かれた初期筑後国庁と評価されている。

さて、常々議論されるところだが、福原長者原遺跡を、初期の豊前国府の姿として直接的な繋がりを理解することは可能であろうか。現状で確かなことは、出土遺物の上では時期的前後関係を含め両遺跡は継続するが、豊前国府跡では 8 世紀後半代の中核施設が未確認である。ただし、西海道では筑後国府跡に代表されるように数回の国府移転の可能性は確かにある。そのため、豊前国においても同様の視点を持つ必要がある。特に福原長者原遺跡では、8 世紀第 2 四半期のⅢ期になると、大規模な八脚門や回廊状遺構の廃絶などから、政庁の規模は縮小し機能も変容したことは確かである。この時期こそが、現在地における豊前国府の活動が開始された時とみることもできる。

そのようにみると、福原長者原遺跡は後の豊前国府が担った機能を備えていた可能性は高い。ただし、律令国家成立期の西海道に造営された政庁跡としてみれば異質である。その施設構造からみれば、藤原宮や郡山遺跡など、律令国家の要衝に置かれた国家的政治施設との関係も深い。あえて西海道の豊前国地域からその関連を求めるならば、海路を介して半島・大陸を望んだ大宰府政庁や、南方の要衝として置かれた筑後国府Ⅰ期古宮国府のように、瀬戸内の海路と繋がる要衝におかれた初期律令国家の重要な官衙であったと評価できる。

【参考文献】

- 岡田論 2014「福岡県・福原長者原遺跡の調査について」『日本考古学』第 38 号 日本考古学協会
九州歴史資料館 2002『大宰府政庁跡』
九州歴史資料館 2014 「福原長者原遺跡第 3 次調査・福原寄原遺跡第 2・3 次調査」『東九州自動車道関係係蔵文化財調査報告—13—』
西都市教育委員会 2015『日向国府跡』平成 26 年度発掘調査報告書
佐賀市教育委員会 2006『国史跡 肥前国庁跡保存整備事業報告書』佐賀市文化財整備報告書第 1 集
杉原敏之 2011「大宰府と西海道国府成立の諸問題」『古文化談叢』第 65(4) 九州古文化研究会
杉原敏之 2012「大宰府と西海道国府の成立」『古代文化』63 号-4 古代学協会
杉原敏之 2016「大宰府の造営と西海道諸国」『日本古代考古学論集』同成社
津曲大祐 2014「日向国府跡の調査—平成 23・24 年度調査の概要—」『条里制・古代都市研究』第 29 号 条里制・古代都市研究会
行橋市教育委員会 2016『福原長者原遺跡』行橋市文化財調査報告書第 58 集

基調講演 2

福原長者原遺跡と藤原宮・仙台郡山官衙遺跡

国立歴史民俗博物館教授 林 部 均

はじめに

福原長者原遺跡は、福岡県行橋市に所在する古代官衙遺跡である。2010年からはじまった東九州自動車道建設にともなう本格的な発掘調査により、大まかに2時期の官衙遺構が検出されている¹。これらをⅠ期・Ⅱ期と呼称している。

ここでは、主にⅡ期の官衙遺構（政庁）をとりあげて、その特徴を藤原宮や仙台郡山官衙遺跡と比較することにより、その歴史的な意義を考えてみたい。

福原長者原遺跡

福原長者原遺跡では、回廊状遺構 SA030 で囲まれた一辺約 120m のほぼ正方形の政庁が検出されている（図 4）。その内部の北寄り、ほぼ中軸線上では、東西 7 間、南北 3 間で南に庇がつく東西棟建物 SB010 がみついている。回廊状遺構 SA030 の南辺中央には東西 3 間、南北 2 間の建物 SB001 が位置し、棟とおりに柱穴があり、政庁の南門とみてよい。南門の北では、中軸線上の広場を挟んで東西に南北棟建物が 3 棟検出されている（SB012・014・015）。南北棟建物 SB012 をⅠ期、南北棟建物 SB015 をⅡ期とする意見もあるが、とくに切り合いがあるわけではなく、ここではⅡ期として捉える。中央の広場を囲むように、脇殿が東西に二列に並んで配置されていた可能性を考えたい。

また、Ⅱ期にともなうかどうかは明確ではないが、政庁の南東で、竪穴建物 SH110 や井戸 SE080 がみついている。一気に埋め戻されていることなどから、Ⅰ期にともなう可能性が強いが、政庁内部に竪穴建物や井戸があるのは、福原長者原遺跡の大きな特徴であり、古代国家形成期（7 世紀末～8 世紀はじめ）の官衙遺跡の特徴でもある。

さらに、回廊状遺構 SA030 の外には、幅 11.7～11.8m の顕著な遺構が認められない空地が取り囲み、さらに、その外側を幅 4.5m の大溝 SD050 がめぐる。

造営尺からみた福原長者原遺跡の年代

遺跡の年代を検討するには、土器などの資料を用いるのが最も妥当な方法である。しかし、福原長者原遺跡のような官衙遺跡の場合、年代を確実におさえられる土器などの出土は、きわめて少ない。そこで、ここでは造営尺に着目して、その造営年代を少しでも絞り込む作業を試みたい（図 4）。

福原長者原遺跡の南辺の回廊状遺構の外側柱列は、南門と推定される建物 SB001 の棟とおりに一致しており、建物 SB001（南門）心と回廊状遺構の南西隅の距離は造営尺を検討するとき、ひとつの定点となる。その距離は 58.9m である。この数字を折り返した 117.8m が、Ⅱ期の回廊状遺構の外側柱列間の距離、回廊状遺構の東西幅として、造営尺復元の基準となる。

ところで、福原長者原遺跡のⅡ期が造営されたと推定されている 7 世紀後半から 8 世紀前半にかけては、当時の度量衡で大尺と小尺が存在した。養老令の雜令²に「凡そ度は十分を寸とせよ。十寸を尺とせよ。一尺二寸を大尺の一尺とせよ」とあり、小尺の 1 尺 2 寸が大尺の 1 尺であった。また、「凡そ地を度り、金・銀・銅・穀を量るには皆大を用いよ。此のほかは官私悉く小なる者を用いよ」とあり、土地測量などの地割にかかわることは、大尺を用い、それ以外の建築などについては小尺を用いた。小尺は唐大尺に由来するもので、7 世紀中ごろから 8 世紀にかけては、0.292～0.302m に復元される。福原長者原遺跡の年代に近い藤原宮においては、0.293～0.296m という実測値が得られている。大尺は小尺の 1.2 倍であるから、0.352～0.356m に復元される³。

さて、こういった当時の度量衡を用いて、回廊状遺構の東西幅 117.8m を検討すると、400 小尺（1 尺=0.294m）とするのが妥当である⁴。これを仮に大尺（小尺の 1.2 倍）で算出しても 333 大尺となり、整数値とはならない。政庁中枢部の建物は小尺でなされていると考えるのが妥当である。ただ、建物の設計はともかく、建物の配置は地割にかかわる問題なので、小尺と簡単に判断することには躊躇する。

そこで、回廊状遺構の東西幅 117.8m を大尺で検討すると、先にも述べたように 333 大尺となり、きれいな整数値とはならない。しかし、333 大尺は 1000 大尺の 1/3 であり、1000 大尺という整数値を単純に 3 分割し、その 1 区画 333 大尺に小尺を使って建物を設計、配置すると、回廊状遺構の東西幅が 400 小尺となる。この場合、整数値である 1000 大尺の 1/3 の 333 大尺の区画を基準として、その中央に軸線を設定し、それをもとに東西にそれぞれ 200 小尺の幅の回廊状遺構を配置したということになる。

ここで、どうして福原長者原遺跡の造営尺を検討するのかを説明しておきたい。

和銅 6 年（713）2 月 19 日の格によると「其地を度るに六尺を以て歩と為よ」とあり、度量衡の改定がおこなわれた。雑令の「凡そ地を度るに、五尺を歩とせよ。三百歩を里とせよ」の改定であり、1 歩が 5 大尺とされてきたものが、1 歩の長さを変えずに、6 小尺とするとしたもので、土地を測る尺度、度地尺としてのみ使用が認められていた大尺の使用停止と小尺への統一を意味するもので、それまで土地の計測などには大尺を使い、それ以外のものには小尺を使っていたものが、これ以降、すべて小尺に統一されることになった。

すなわち福原長者原遺跡がすべて小尺で設計されていたら、和銅 6 年（713）の度量衡改定以降の造営となる。また、地割に大尺を用い、建物の設計などに小尺を使っているならば、それ以前の造営とみることができる。

福原長者原遺跡の政庁中枢やその周辺施設などの大まかな地割は大尺でおこなわれている可能性が強い。そして、個々の建物の設計や施設の大きさは小尺が使われている。すなわち、大尺と小尺と併用している段階に造営されたとみてよい。福原長者原遺跡の造営は和銅 6 年（713）を遡る。大宰府政庁Ⅱ期の造営は 710 年代の後半とされているので⁵、それよりも確実に遡るということ在此では確認しておきたい。

福原長者原遺跡政庁の空閑地と大溝

福原長者原遺跡では、とくに政庁を区画する回廊状遺構の外を取りまく空閑地と大溝に注目したい（図 4・7）。東九州自動車道建設にともなう九州歴史資料館の調査（3 次調査）では、回廊状遺構の東西幅が確認されるとともに（117.8m）、その外側、東では幅 11.8m の空閑地と幅約 4.5m の大溝、西では幅 11.7m の空閑地と大溝を検出している。また、同じ調査区では、南では回廊状遺構と幅 11.8m の空閑地と幅約 4.5m の大溝が見つかった⁶。また、行橋市教育委員会の 4 次調査、8 次調査では、位置をたがえてではあるが、回廊状遺構と大溝が確認されている⁷。政庁を囲んで四周に空閑地と大溝がめぐっていたとみてよい。とくに、南辺と東辺では回廊状遺構にともなう雨落ち溝は別に検出されているので、政庁全体を区画する意味で大溝が掘削されていることがわかる。空閑地も大溝も、その中に位置する政庁を周辺地域から区画するとともに、より荘厳にみせる施設であったと考えたい。

それでは、政庁を取りまく空閑地と大溝は、どこに、そのモデルが求められるであろうか。

福原長者原遺跡と藤原宮・仙台郡山官衙遺跡

藤原宮は奈良県橿原市に位置する宮殿遺跡である⁸。持統 8 年（694）～和銅 3 年（710）までの王宮で、はじめて、条坊制を導入した都城である。東西 925.4m、南北 906.8m のほぼ正方形の宮域が確認されている。宮域は掘立柱塀の大垣で囲まれたもので、その外側に空閑地（埴地）と外堀がめぐり、さらにその外に空閑地を隔てて条坊道路の側溝が位置する（図 5）。その幅は、南面では南面大垣と六条大路北側溝までで約 63.5m、東面では東面大垣と東二坊大路の西側溝までで約 60.5m、西面では西面大垣と西二坊大路の東側溝までで約 61.7m、北面では北面大垣と二条大路南側溝までで約 64.2m である。すなわち、藤原宮は、きわめて広大な空閑地によって囲まれていたことになる。そしてこの中に外堀がめぐっている⁹。

このように藤原宮では一辺約 530m を基準とした規則正しい条坊制の方形街区を導入しているにもかかわらず、藤原宮の周囲には不自然ともいえる空閑地が存在し、かつ外堀を造営した。これは、ある意味で、王宮である藤原宮と条坊の方形街区が整合していないことを示す。また、空閑地や外



堀の存在は、王宮が条坊の方形街区に対して相対的に独立性が高く、元々、王宮が単独で存在した時代の外郭施設の形態が、条坊制の方形街区を導入しても、なお残ったものと推定される。条坊制導入期の複雑な様相を示すものとする。この特徴は、わが国で、はじめて条坊制を導入した藤原宮のみにみられる特徴的な形態である。もちろん、空閑地と外堀は、藤原宮の次の王宮である平城宮（710年～）には存在しない。平城宮では、大垣の外をすぐに条坊道路がとおっており、条坊の方形街区と宮域は整合的に造営されている。より王宮が条坊の方形街区と一体で造営されることになったものと推定される¹⁰。

また、これと同じ空閑地と外堀は宮城県仙台市仙台郡山官衙遺跡でも確認されている。仙台郡山官衙遺跡は北で西に 50～60° 振れる I 期官衙と正方位に造営される II 期官衙がみついている。その II 期官衙は、多賀城に移る前の初期陸奥国府と推定されている官衙遺跡で、東西 428.2m、南北 422.7m の官衙域をもつ¹¹。その周囲に大溝と外溝がめぐる（図 6）。区画堀と大溝、そして外溝の距離は約 55m に復元されている。空閑地と大溝をもつこと、ならびに、その規模が藤原宮の東西・南北幅の 1/2 に近いことから、藤原宮をモデルにして造営したのではないかと考えられている¹²。郡山遺跡 II 期官衙は、とくに周囲に条坊の方形街区をもつわけではないので福原長者原遺跡と同様、官衙を周囲と区別し、より荘厳になるように意識されたと推定される。

まとめ

このようにみえてくると、福原長者原遺跡のモデルがどこにあるかは、もはや明らかであろう。王宮において、空閑地と外堀をもつのは、藤原宮だけであった。平城宮にはみられない特徴であった。福原長者原遺跡は、藤原宮をもとに造営プランが考えられたとするのが妥当である。

また、このような特徴は仙台郡山官衙遺跡においても認められた。仙台郡山官衙遺跡は 7 世紀末に造営されたと考えられ、福原長者原遺跡とほぼ同じ時期の官衙遺跡とみてよい。7 世紀末から 8 世紀初めにおいて、列島の北と南の地域で呼応するかのよう、藤原宮をモデルにした地域支配の拠点である官衙遺跡が成立してくることは、古代国家による列島の地域支配を考えるうえできわめて重要である。

福原長者原遺跡の政庁 II 期の造営年代は、藤原宮をモデルにしていることから、それ以降の年代が考えられる。とくに造営尺の問題から、大宝令(701年)以降の年代とするのが適切である。そして、平城遷都(710年)以降であれば、藤原宮をモデルにした理由が説明できないので、平城遷都以前の約 10 年間に限定するのが妥当である。

そうすると、大宰府の政庁 II 期が整備されるのは、政庁正殿などの基壇から出土した土器などから、平城遷都後(710年代後半)と考えられているので、それ以前に、豊前国に大宰府をしのぐ規模と施設をもった官衙遺跡が存在したことになる。このことは、当時の古代国家による西海道諸国の支配の実態を考えるうえで、興味深い事実となるであろう。

いずれにしても、福原長者原遺跡は、古代国家の地域支配を考えるうえでも、西海道における地域社会の実像を考えるうえでも、きわめて重要な遺跡であることは間違いない。

1 九州歴史資料館『東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告』13 九州歴史資料館 2014 年、行橋市教育委員会『福原長者原遺跡—福岡県行橋市南泉所在古代官衙遺跡の調査—』（行橋市文化財調査報告書 第 58 集）2016 年。

2 『大宝令』は現存しない。そこで、ここでは『養老令』雑令を引用するが、『大宝令』でも、ほぼ同様の条文があったと推定されている。

3 井上和人「古代都城制地割再考」『古代都城制条里制の実証的研究』学生社 2004 年。

4 岡田論「福原長者原遺跡第 3 次調査」『東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告』13 九州歴史資料館 2014 年。

5 九州歴史資料館『大宰府政庁跡』吉川弘文館 2002 年。

6 九州歴史資料館註(1) 前掲報告書。

7 行橋市教育委員会註(1) 前掲報告書。

8 木下正史『藤原京』中央公論新社 2003 年、林部均『飛鳥の宮と藤原京』吉川弘文館 2008 年。

9 藤原宮の空閑地の大きさは発掘調査で確認されている地点での計測による。

10 林部均「条坊制導入期の古代宮都」『古代宮都形成過程の研究』青木書店 2001 年、林部均『飛鳥の宮と藤原京』吉川弘文館 2008 年。

11 仙台市教育委員会『郡山遺跡発掘調査報告書(総括編)』（仙台市文化財調査報告書第 283 集）2005 年。

12 今泉隆雄「古代国家と郡山遺跡」『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館 2015 年(初出は 2005 年)、林部均「飛鳥・藤原京からみた郡山遺跡・多賀城」『第 34 回古代城柵官衙遺跡検討会』2008 年、林部均「古代宮都と郡山遺跡・多賀城—古代宮都からみた地方官衙論序説—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 163 集 2011 年。

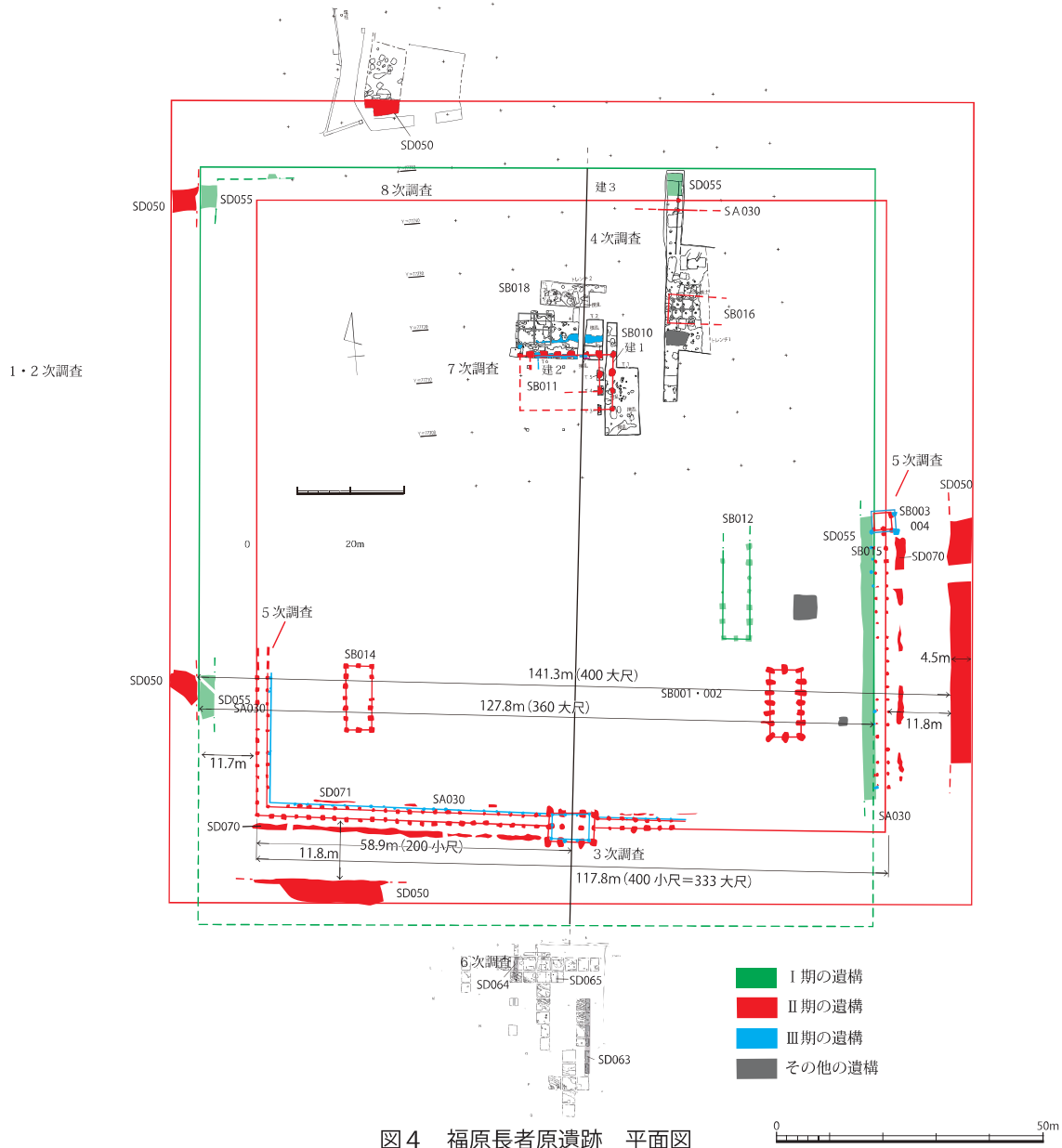


図4 福原長者原遺跡 平面図

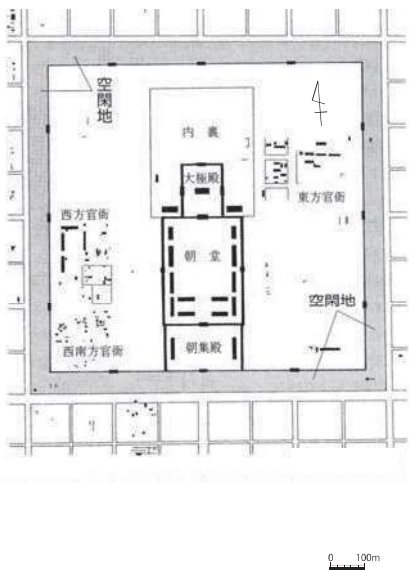


図5 藤原宮 空地と大溝

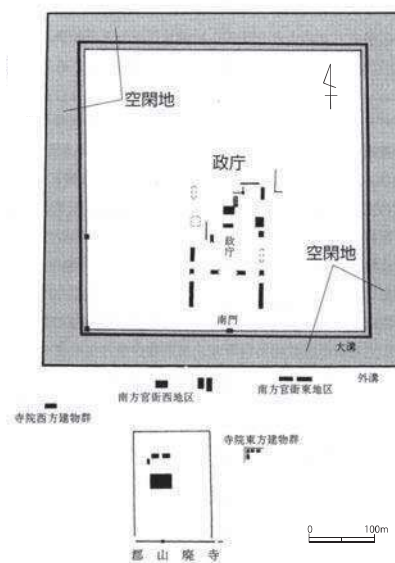


図6 仙台郡山官衙遺跡 空間と空地と外溝・大溝

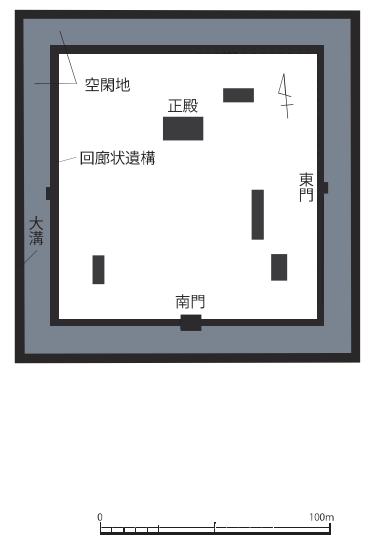


図7 福原長者遺跡 空地と大溝



基調講演 3

文献史学から見た福原長者原遺跡

九州大学大学院教授 坂上 康俊

はじめに

飛鳥・奈良時代の豊前国に関する文献史料の残存状況を概説し、当時の豊地方、豊前国について知られていることを概観した上で、福原長者原遺跡の位置づけを考える。

1 律令制以前の「豊」国に関する文献史料の状況……必ずしも豊富ではない

『古事記』（712年）の国産みの段

次に筑紫嶋を生みき。此の嶋もまた、身一つにして面四有り。面ごとに名有り。故、筑紫国を、白日別と謂い、豊国を、豊日別と言ひ、肥国を、建日向日豊久土比泥別と言ひ、熊曾国を、建日別と言ふ。

景行天皇の行幸伝承……史料 1

周防から部下を派遣して九州の周防灘沿岸の豪族を平定した天皇が、最後に長峽川あたりに来て国褒めをし、「みやこ」と名付けたという地名伝承。有力な豪族がいたという印象は薄い。

磐井の乱……史料 2

磐井が豊前の上毛に逃れたとの伝承がある。

屯倉の設置……史料 3

豊前地方には多くの屯倉が置かれたらしい（現地比定には諸説ある）

那津の官家……史料 4

筑紫・肥・豊の各地に散在していた屯倉の穀を那津に集めさせた。後の大宰府的なシステムの萌芽に、豊国の屯倉が組み込まれる。

『先代旧事本紀』の国造本紀

豊前には、宇佐国造と並んで「豊」国造が記されるが、事績が知られず、影が薄い。

『豊後国風土記』……史料 5

元来「豊国」という地域があったとされているが、まとまった政治的領域という印象が薄い。結局、筑紫の國造磐井や、肥の肥君など並ぶ豪族が、豊国造として「豊」一帯を支配していたという痕跡が極めて薄い。

2 律令制施行後、奈良時代前半までの豊前国に関する文献史料の状況……相変わらず豊富ではないが

cf. 豊後国に関しては、偶然『豊後国風土記』がかなり残っており、また、断簡ながら天平9年豊後国正税帳が残る。宇佐宮関係の伝説的な史料もある。

ちなみに西海道では、天平8年薩摩国正税帳・天平10年筑後国正税帳が残る。

国司の任命状況（『国司補任』による）……伝説的なものも混じり、豊富とは言えない。

養老4年（720）守 正六位上宇奴男人（御託宣集・八幡宮縁起等）

養老7年（723）掾 従六位下藤井毛人（御託宣集）

神亀5年（728）守 宇奴男人（『万葉集』6-959）11月・現任

天平10年（738）目 従八位上秦子虫 10月3日現任（正倉院文書 2-132）

史生 大初位上志比安都 9月11日現任（正倉院文書 2-132）

天平18年（746）守 従五位下大伴百世 9月20日任命（続日本紀）

天平宝字6年（762）員外介 外従五位下中臣酒人虫麻呂 4月1日任命（続日本紀）

『続日本紀』

大隅国への移住

和銅7年（714）3月15日条「隼人、昏荒にして、野心、未だ憲法に習はず。因りて豊前国の民二百戸を移して、相勸導せしむ。」豊前から200戸を隼人の地に移住させる。大隅国府が置かれた桑原郡の大分・豊国の郷名がこれを反映しており、更に答西郷は多布（塔）里、仲川郷は仲津郡仲津郷との関連があるかも。これで合計200戸になる。

ひろ つく
広嗣の乱のころの鎮の散在

天平 12 年 (740) 9 月 24 日日条「大將軍 (大野) 東人ら言す。賊徒豊前国京都郡鎮長大宰史生從八位上小長谷常人・企救郡板櫃鎮小長凡河内田道を殺獲す。但し、大長三田塩竈は、箭二隻を着して野裏に逃竄せり。登美・板櫃・京都三処の營兵一千七百六十七人、器仗十七事を生虜れり。仍ち長門国豊浦郡少領外正八位上額田部広麻呂を差し、精兵四十人を將て、今月廿一日に發渡せしむ。また勅使從五位上佐伯宿禰常人・從五位下安倍朝臣虫麻呂らを差し、隼人廿四人并軍士四千人を將て、今月廿二日に發渡し、板櫃營を鎮めしむ。東人ら、後に到る兵を將て、尋いで發渡せむとす、と。(下略)」

同 25 日条「大將軍東人ら言す。豊前国京都郡大領外從七位上梶田勢麻呂、兵五百騎、仲津郡擬少領無位膳東人は、兵八十人、下毛郡擬少領無位勇山伎美麻呂・築城郡擬少領外大初位上佐伯豊石は、兵七十人を將て、官軍に来歸せり。また豊前国百姓豊国秋山ら、逆賊三田塩竈を殺せり。また上毛郡擬大領紀宇麻呂等三人、共謀して賊徒首四級を斬れり、と。」

が目を引く程度。他は、

大宝 3 年 (703) 9 月 25 日条「僧法蓮豊前国野四十町を施す。医术を褒むるなり。」

天平 17 年 (745) 5 月 2 日条「筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後・日向七国の無姓の人らに願ふ所の姓を賜ふ。」

など。

『類聚三代格』卷 16/ 船瀬并浮橋布施屋事……草野津を通る往来が盛んだったことがわかる。

太政官符

応聽自草野国埼坂門等津往還公私之船事

右得大宰府解僞「検案内、太政官去天平 18 年 (746) 7 月 21 日符、『官人百姓商旅之徒、從豊前国草野津、豊後国国埼・坂門等津、任意往還擅漕国物。自今以後、嚴加禁断。但豊後・日向等国兵衛・采女資物漕送人物船、取国埼之津有往来者、不在禁限。除此以外、咸皆禁断』者。府依符旨重令禁制、上件三津尚多姦徒。旧来越度不得禁断、又雖有過所而不經豊前門司。如此之徒咸集難波。望請、便令撰津国司勘檢過所。若无過所并門司勘過者、依法科断。然則姦源自清、越度亦息。謹請官裁」者、被大納言正三位紀朝臣古佐美宣「奉勅、自今以後、公私之船宜聽自豊前豊後三津往来。其過所者依旧府給、当処勘過不可更經門司。但承前所禁、不在聽限。長門・伊予等国、亦宜承知」

/ 延暦 15 年 (796) 11 月 21 日

ただし、大宝 2 年戸籍断簡と木簡 (奈良文化財研究所の木簡データベースで 51 件。可能性にとどまるものを含む) は、特筆すべき史料群

大宝 2 年 (702) 西海道戸籍

筑前国嶋郡川辺里戸籍

○豊前国仲津郡丁里 (行橋市長江?)

本戸籍に見える姓の阿射弥勝、狭度勝、高屋勝、中臣部、は、いずれも『和名類聚抄』(10 世紀前半、源順撰) の郷名、皆見 (豊津町皆見)、狭度 (現在の築上郡上城井付近)、高屋 (犀川町下高屋付近)、中臣 (行橋市草場地区から豊津町田中一帯の今川中流域か?) と一致している。

○同国上三毛郡塔里 (『和名類聚抄』の多布郷、現在の築上郡大平村 (旧 唐原村) ?)、

○同国同郡加自久也里 (『和名類聚抄』の炊江郷、現在の豊前市大村・八屋 (旧 黒土村梶屋) ?) 豊後国戸籍 (郡里未詳)

上記豊前国の戸籍では、秦氏と「勝」(すぐり) のカバネを持つものが大半を占めている。

木簡

平城宮出土の調綿木簡

豊前国宇佐郡 (神亀 4 年)、仲津郡 (天平 3 年)、下毛郡 (養老 2 年)、宇佐郡 (年未詳)

大宰府政庁出土の「豊前」木簡

鴻臚館 (福岡県) 跡出土の「京都郡庸米六斗」木簡

長登銅山跡 (山口県美祿市) 出土の豊前門司に銅を送る 730 年前後の木簡

長岡京出土の豊前からの年料春米木簡

※福原長者原近辺では、豊津町の豊前国府跡から 1 点、椿市廃寺から 1 点、延永ヤヨミ園遺跡から 7 点出土している。

3 福原長者原遺跡（規模から見て豊前国府？）と同時期の西海道の国府

筑後国府・古宮遺跡（福岡県久留米市）

日向国府（宮崎県西都市）

〔史料 1〕 景行天皇の行幸伝承

『日本書紀』景行天皇 12 年 8 月 15 日。筑紫に幸す。

9 月 5 日。周芳の娑麼に到る。時に天皇、南に望みて、群卿に詔して曰く「南方に烟氣多に起つ。必ず賊在らむ」と。則ち留まりて、先づ多臣の祖武諸木・国前臣の祖菟名手・物部君の祖夏花を遣はし、其の状を察しむ。爰に女人有り、神夏磯媛と曰ふ。其徒衆、甚だ多し。一国の魁帥なり。天皇の使者の至れるを聆きて、則ち磯津山の賢木を抜き、上枝には以て八握釧を掛け、中枝に八咫鏡を掛け、下枝に八尺瓊を掛け、また素幡を船の舳に樹て、参向ひて啓して曰く「願はくは兵を下すなかれ。我の属類、必ず違ふ者有らじ。今徳に歸せむとするなり。唯だ残賊の者有り。一を鼻垂と曰ふ。妄りに名号を仮り、山谷に響聚まり、菟狹の川上に屯結す。二を耳垂と曰ふ。残賊貧貧にして、屢ば人民を略す。是は御木く木、此を開と云ふ。の川上に居れり。三を麻剝と曰ふ。潜かに徒党を聚め。高羽の川上に居れり。四を土折・猪折と曰ふ。緑野の川上に隠れ住み、独り山川の險を待み、多に人民を掠む。是の四人なり。其の抛る所は並びに要害の地なり。故れ各眷属を領し、一処の長となるなり。皆曰。皇命に従はずと曰ふ。願はくは急ぎ之を撃ちたまはむことを。失ふなかれ」と。是に、武諸木等、先づ麻剝の徒を誘ひ、仍ち赤き衣禪及び種種の奇物を賜はり、兼ねて不服の三人を搦さしむ。乃ち己が衆を率て参来。悉く捕へて誅す。天皇、遂に筑紫に幸す。豊前国長峽縣に到り、行宮を興てて居る。故、其の処を号けて京と曰ふなり。

10 月。碩田国に到る。其地形広大にしてまた麗し。因りて碩田と名づくるなり。〈碩田。此れ、於保岐陀と云ふ。〉速見邑に到る（下略）。

11 月。日向国に到る。行宮を起てこれに居る。是を高屋宮と謂ふ。

〔史料 2〕 磐井の乱

『日本書紀』継体天皇 21 年（527）

6 月 3 日。近江毛野臣衆六萬を率て、任那に往きて新羅に破られし南加羅・喙己吞を復興建てて、任那に合せむとす。是に筑紫国造磐井、陰かに叛逆を謀り、猶豫して年を経。（中略）新羅、是を知り、密かに貨賂を磐井の所に行ひ、毛野臣軍を防遏せむことを勸む。是において、磐井火・豊二国に掩據して、修職せしむる勿し。（下略）

『日本書紀』継体天皇 22 年（528）

11 月 11 日。大將軍物部大連鹿火、親ら賊帥磐井と筑紫の御井郡に交戦す。旗鼓相望み、埃塵相接す。機を兩陣の間に決し、萬死の地を避らず。遂に磐井を斬り、果たして疆場を定む。

cf 『筑後国風土記』逸文には、「上妻の県。県の南二里に筑紫君磐井の墓墳あり。（中略）古老の伝へて云はく『雄大迹天皇の世に当りて、筑紫君磐井、豪強暴虐にして、皇風にしたがはず。（中略）勢の勝つましじきを知りて、独自、豊前の国上膳の県に遁れて、南の山の峻しき嶺の曲に終せき、ここに、官軍、追ひ尋ぎて蹤を失ひき』」とある。

〔史料 3〕 全国に屯倉を置く

『日本書紀』安閑天皇 2 年（535）

5 月 9 日、（中略 全国各地に屯倉を置く）筑紫に穂波屯倉（飯塚市）・鎌屯倉（嘉麻市鴨生）を、豊国に膝碕屯倉（北九州市門司区、または大分県国東半島）・桑原屯倉（八女市黒木町、または築上郡築上町、田川郡大任町）・肝等く音を取りて讀め）屯倉（京都郡苅田町）・大拔屯倉（北九州市小倉北区貫）・我鹿屯倉（我鹿。此、阿柯と云へ）（田川郡赤村）を、火国に春日部屯倉（熊本市国府）を、播磨国に越部屯倉・牛鹿屯倉を、備後国に後城屯倉・多禰屯倉・來履屯倉・葉稚屯倉・河音屯倉を、婀娜国に膽殖屯倉・膽年部屯倉を、阿波国に春日部屯倉を、紀国に經湍屯倉（經湍。此云俯世）・河邊屯倉を、丹波国に

蘇斯岐屯倉〈皆、音を取れ〉を、近江国に葦浦屯倉を、尾張国に間敷屯倉・入鹿屯倉を、上毛野国に緑野屯倉を、駿河国に稚贄屯倉を置く。

※現地比定は、酒井芳司「九州地方の軍事と交通」（館野和己他編『日本古代の交通・交流・情報 1 制度と実態』吉川弘文館、2016年による）

【史料4】『日本書紀』宣化天皇元年（536）

5月1日。詔して曰く「食は天下の本なり。黄金萬貫も飢を療すべからず。白玉千箱も何ぞ能く冷を救はむや。夫れ筑紫国は、遐迹の朝届るところ、去来の關門するところなり。（中略）故れ朕阿蘇仍君く未詳也。」を遣はし、河内国茨田郡屯倉の穀を加へ運ばしめよ。蘇我大臣稻目宿禰は、尾張連を遣はし尾張国の屯倉の穀を運ばしめよ。物部大連鹿鹿火は、新家連を遣はし新家屯倉の穀を運ばしめよ。阿倍臣は、伊賀臣を遣はし伊賀国屯倉の穀を運ばしめよ。官家を那津の口に修造すべし。また其れ筑紫・肥・豊三国の屯倉、散在縣隔ありて運輸遙かに阻る。儻如し須要あらば、以て卒に備へがたし。また諸郡に課せて分移し、那津の口に聚建て、以て非常に備へ、永く民の命とせよ。早く郡縣に下し、朕の心を知らしめよ」。

【史料5】『豊後国風土記』冒頭

豊後の国は、もと、豊前の国と合せて一つの国たりき。むかし、纏向の日代の宮に御宇しめし大足彦の天皇、豊国直等が祖、菟名手に詔したまひて、豊国を治めしめたまひしに、豊前の国仲津の郡の中臣の村に往き到りき。時に、日晚れて僑宿りき。明るる日の味爽、忽ちに白き鳥あり、北より飛び来たりて、此の村に翔り集ひき。菟名手、即て僕者に勅せて其の鳥を看しむるに、鳥、餅と化はり、片時が間に、更、芋草数千許株と化りき。花と葉と、冬も栄えき。菟名手、見て異しと為ひ、歡喜びて云ひしく「化生りし芋は、未曾より見しことあらず。実に至徳の感、乾坤の瑞なり」といひて、既にして朝廷に参上りて、状を挙げて奏聞しき。天皇、茲に歡喜び有して、即ち、菟名手に勅りたまひしく「天の瑞物、地の豊草なり。汝が治むる国は、豊国と謂ふべし」とのりたまひ、重ねて姓を賜ひて、豊国直といふ。因りて豊国といふ。後、兩つの国に分ちて、豊後の国を名と為せり。

■ 古代九州史略年表（8世紀前半まで）

年	できごと	年	できごと
527	筑紫国造磐井の乱	670	庚午年籍を作成する。
536	那津官家に筑紫・肥・豊の国の屯倉の穀を運ばせる。	684	諸国の堺を定めさせる。
562	新羅が伽耶を併合する。	689	淨御原令を諸司に頒布する。
570	元岡G 6号墳出土庚寅年銘鉄刀	690	庚寅年籍を作成する。
602	来目皇子が新羅出兵軍を率いて嶋郡に駐留する。	700	隼人の反乱
600	遣隋使を派遣（隋書）	701	大宝律令施行、遣唐使の復活（渡航は翌年）
607	小野妹子を隋に派遣	702	隼人の反乱、薩摩国の成立（日向国からの分離） 大宝2年戸籍を作成し始める。
608	隋使裴世清来日	713	大隅国の成立（日向国からの分離）、『風土記』 撰進の命令
609	筑紫大宰が、百濟僧の肥後葦北津への来泊を奏上する。	714	隼人を教導させるため、豊前国から大隅国200戸を移住させる。
630	遣唐使を派遣	720	隼人の最後の反乱
646	大化改新詔	740	広嗣の乱
661	齊明天皇が百濟復興に進発、那大津にいたり、筑紫の朝倉宮を居所とする。	741	国分寺建立の詔
662	白村江の敗戦	742	大宰府を廃す
664	対馬嶋・壱岐嶋・筑紫国に防人と烽を置き、筑紫に水城を築く。	745	大宰府再置
665	筑紫に大野城・基肄城を築く。	756	筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向の国分寺に仏具を下賜する。
667	百濟鎮將劉仁願が筑紫都督府に来る。対馬に金田城を築く。		

豊前国府の成立

岡山理科大学教授 亀田 修一

1. はじめに

「豊国」は、持統天皇3（689）年に施行された『飛鳥浄御原令』によって豊前国・豊後国に分割されたと考えられている。「豊前国」が初めて記録に現れるのは、『正倉院文書』大宝2（702）年の『豊前国戸籍』である。「豊後国」は、『続日本紀』文武天皇2（698）年9月乙酉条に初見記事が見られる。よって、「豊前国」もこの年にはすでに存在していたと推測される。

「国府」は、古代地方の国の行政的中心地で中枢部は「国衙」「国庁」と呼ばれている。文化庁文化財部記念物課監修2013『発掘調査のてびき 各種遺跡調査編』によれば、「国府の施設は、国内行政の中枢施設である国庁、行政実務を分掌する曹司、国司が宿泊する国司館、徭丁らの居所、民家などから構成される。このうち、国庁とその周辺の曹司群とを、国衙とよぶ」とある。

国府の成立に関しては、考古学界では現在大きく二つの説がある。これまでの研究の主流は山中敏史（山中1994）などによる、定型化した国府は8世紀第2四半期ころに成立するという説であり、もう一つは近年の調査成果をもとに大橋泰夫（大橋2016）が中心となって展開している7世紀末～8世紀初め成立説である。

小稿で扱う「豊前国府の成立」のおもな課題は、近年発掘調査がなされ、報告書が刊行された行橋市福原長者原遺跡（九州歴史資料館2014、行橋市教育委員会2016）が造営当初から豊前国府跡なのか、そして現在みやこ町にある「豊前国府跡」とはどのような関係になるのか、である。

現在、争点となっていることは、何をもって国府（国衙・国庁）の成立とするのかである。そして福原長者原遺跡はまさにこの問題点に大きく関わる遺跡である。

豊前国府に関しては、上記のように文献記録によれば689～698年に成立していることになるが、具体的にどのような建物がどこに建てられていたのかは、よくわかっていない。みやこ町の豊前国府跡は発掘調査によって平安時代のものが確認されている。しかしそれ以前の国府に関してはよくわかっていない。7世紀末～8世紀中葉と考えられている行橋市福原長者原遺跡と平安時代のみやこ町豊前国府跡がどのような関係にあるのか、以下、簡単に述べてみたい。

2. みやこ町豊前国府跡

（1）豊前国府跡の建物群と瓦

豊前国府跡は、福岡県京都郡みやこ町大字惣社に位置する。昭和59（1984）年～平成7（1995）年、約10年間、豊津町教育委員会によって発掘調査がなされ、平安時代前期の国府政庁跡と推測される建物や溝やなどが検出された（豊津町教育委員会1985～1987、1990～1993、1995、2000、2003）。そのほか、関連する建物群も確認されているが、奈良時代の豊前国府政庁跡の様子などはよくわかっていない。

この発掘調査で最も注目されている成果は、上記の政庁地区で検出されたⅢ期（9世紀後葉～10世紀後葉）の方形区画である。北辺溝と東辺溝（築地塀）と南辺溝（築地塀）に囲まれたもので、南北の長さが約105.2mである。東西幅は確認できていない。この方形区画とその東側で検出された東脇殿と推測される南北棟建物の主軸はN4°Wである。

東脇殿に推測されているSB5009は、西に廂をもつ17間（38.4m）×3間（4.9m）の南北棟建物（桁行8間ずつの南北2棟になる可能性もある）で、柱穴の掘方は直径40cm前後のほぼ円形のものである。このほか南門の可能性が推測されているSB6018は方形区画の想定中軸線上にある3間（6.8m）×2間（3.4m）の総柱建物である。

このほか、気になる遺構がⅡ期（8世紀中葉～9世紀中葉）に設定されている鍵形の溝SD5012などである。上記の政庁地区の南西部で検出されている。このⅡ期遺構としてはSB5012、SB7003・7004、SX6027などが挙げられているが、数が少なく、全体像はわからない。これらの遺構の方位

を、すべて北を軸として示すと、SD5012は11～20°、SB5012は9°、SB7003は15°、SB7004は5°、西にずれている。当然幅があるのであるが、この溝SD5012などに注目した理由は、これらの遺構が豊前国府跡周辺の一部の土地区画の方位と類似するからである。

確かに政庁地区のⅢ期方形区画とそろった道もあるが、政庁地区の南西側で、北でやや西に振れた道路がいくつか確認できる。この少し西に傾いた軸の道路が幅105～108mくらいの間隔で確認できる。またこの道路に直交する道路も一部確認できる（註1）。この南北道路の、北を軸にして西にずれた角度は約11°であり、今述べたⅡ期の溝や建物の傾きと比較検討できそうである。1/4000くらいの大いなる図面で比較しており、当然今後きちんと比較研究をしなければならないが、大雑把な方向は類似しているように思われる。さらに、政庁地区の北西側の惣社地区の調査においても東西方向の溝（道路の側溝や区画の溝？）が4本ほど平行して検出されている。その傾きも北に直すと約11°西であり、これらがⅡ期遺構や周辺の道路と関わる可能性はありそうである。ちなみにⅡ期の土坑SX6027の中からは8世紀中葉頃に比定できる老司系偏行唐草文軒平瓦（図9-6、上坂廃寺瓦と同範？）が出土している。

このような視点でさらに角度の幅を広げると、Ⅲ期方形区画の東脇殿に想定されているSB5009の北西側に位置するSB5001なども気になる。Ⅳ期（11世紀前葉～12世紀前葉）に想定されているが、14間（約30.2m）×3間（約6m）の南北棟建物で、柱穴掘方は一辺約90cmのほぼ正方形で、柱痕跡の直径は約20cm、1回以上の建て直しが見られる。その主軸方位はN16.5°Wである。

以上のように、今後のさらなる検討は当然必要であるが、現在確認されているⅢ期の方形区画とは少し軸のずれた区画がその周囲にあることは間違いなさそうである。

（2）豊前国府跡出土瓦

豊前国府跡を考える上でもう一つ意味を持つと考えているものが、瓦である。当時、瓦は寺院や官衙関係など特別な建物にしか使用されておらず、瓦の出土は特別な建物の存在を推測させる。特に軒先瓦は重要で、年代も大まかではあるが、推測できる。

図9にそれらをまとめ、図8に出土地点を入れている。これらのなかで最も遡る可能性があるものが1、2の重弧文軒平瓦である。豊前地域の百済系単弁八葉蓮華文軒丸瓦とセットをなすもので、7世紀後半～8世紀中葉頃と推測されている。2は政庁地区の南西、惣社八幡神社の南側の土壇上の高まりで出土している。1は前原平三郎がこの惣社八幡神社南側の高まり（おそらく同じ場所？）で採集したものである。

次に3の老司系蓮華文軒丸瓦も惣社八幡神社南方の高まりで前原平三郎が採集したものである。瓦当裏面に布目が見られず、範キズなどの検討から上坂廃寺に同範瓦があることが確認されている（亀田2008）。時期は8世紀中葉頃と推測される。

4の鴻臚館系蓮華文軒丸瓦は、豊前国分寺跡出土例と同範の可能性があるので、8世紀中葉～後半のものと推測される。政庁地区の南側、惣社八幡神社の南東外で出土している。

5の鴻臚館式均整唐草文軒平瓦は、小破片であり、不確実な部分はあるが、大宰府のものなどと比較すると8世紀前半のものと推測される。前述の重弧文軒平瓦とともにこの豊前国府跡出土軒先瓦の中では最も遡る可能性のある資料である。出土地点は政庁地区の北西側である。

6の老司系偏行唐草文軒平瓦は右に流れる偏行唐草文で、同範関係は確認できていないが、同文例は上坂廃寺で出土している。ただ、上坂廃寺例は顎が段顎であるが、この6は曲線顎である。時期は8世紀中葉～後半であろうか。この軒平瓦は前述のⅡ期の土坑SX6027から出土している。

豊前国府跡で出土・採集された軒先瓦は以上6点である。いずれも近くの豊前国分寺跡、上坂廃寺と関わるものようである。豊前国分寺跡は国府跡の南約800mに位置し、上坂廃寺は国府跡の南約2kmの場所である。上坂廃寺は仲津郡の郡司が関わる寺と考えられ、この仲津郡司一族が8世紀前半～中葉の国府や国分寺の造営にも関与したと考えられる。そしてこれらの軒先瓦は少なくともⅢ期の方形区画よりは古く、Ⅱ期の建物などに関わるものと推測される。

そして、興味深い点はこれらの出土地点である。5の鴻臚館式軒平瓦は政庁地区北西側で出土しているが、これ以外は政庁地区の南西から南側で出土・採集されている。特に惣社八幡神社の南側



高まりでは3点も出土・採集されている。そしてこの付近の道路はⅡ期の溝などと同じように北側で11°ほど西にずれている。かなり大雑把な話ではあるが、この付近には約108m方形の地割も想定できなくもない。特に政庁地区南側は現在民家が建ち並び、調査はほとんどなされていない。Ⅱ期の8世紀代の豊前国府政庁跡がこの付近に埋もれている可能性はないであろうか。

3. 福原長者原遺跡から豊前国府跡へ

(1) 福原長者原遺跡の概要

福原長者原遺跡は福岡県行橋市南泉に位置する。平成8（1996）年の県道拡幅関連に始まり、平成27（2015）年度の地中レーダー探査まで、10次にわたって発掘調査が行われた。平成12（2010）年～平成15（2013）年の九州歴史資料館による東九州自動車道建設に伴う発掘調査で、一辺約150mの官衙関連施設が確認され、それと並行して平成24（2012）年から平成27（2015）年まで行橋市教育委員会によって方形区画の範囲や中枢部の発掘調査がなされ、この遺跡の大まかな規模・構造などが把握できるようになってきた（九州歴史資料館2014、行橋市教育委員会2016）。

時期は7世紀末～8世紀中葉で、大きくⅢ期に区分され、方形区画南半分のおおよその状況が把握できたのはⅡ期（8世紀前半）のものである。図10-2のように中央北側に正殿かと推測される7間×3間の東・南廂付掘立柱東西棟建物が検出され、南西隅、南東隅に脇殿と推測される6間×2間の南北棟建物が検出されている。

この遺跡の最大の特徴は、報告書（行橋市教育委員会2016）の中で林部均が指摘するように回廊状遺構・空閑地・大溝で囲われた外郭施設である。この時期の日本列島の遺跡において、このような空閑地を持つ遺跡は奈良県の王宮である藤原宮と東北の宮城県仙台市郡山遺跡しかなく、明らかに特別な意味を持った構造と考えられる。

一辺150mの規模、空閑地・大溝を持つ外郭施設の存在などから、この遺跡は単なる「豊前国府政庁」ではなく、もう一ランク上の機能を持つ官衙であったものと考えられている。

(2) 福原長者原遺跡から豊前国府跡へ

以上のように、福原長者原遺跡は7世紀末～8世紀初めに豊前国府より一ランク上の官衙として造営され、8世紀中頃にはその機能を停止していると考えられている。そこで推測されているのが創建後のある時期に豊前国府政庁の機能が付加（開始？）され、豊前国府として展開しつつ、みやこ町惣社の上記豊前国府跡へ移動したのではないかとすることである。

前述のようにみやこ町の豊前国府跡に関しては8世紀代の様子がよくわからない。しかし8世紀中葉前後の軒先瓦は存在し、8世紀前半のある時期にこの福原長者原遺跡から現在の豊前国府跡へ移動した可能性は十分考えられるのではないであろうか。

4. おわりに

以上、豊前国府に関して、現在確認されているみやこ町豊前国府跡と新たに確認された行橋市福原長者原遺跡の機能の変化も含めた移動について述べてきた。このような考えが成立するならば、少なくとも「豊前国府（国庁）」の建造物としての成立は、福原長者原遺跡Ⅱ期、8世紀前半のどこかと推測されることになる。問題は、福原長者原遺跡のⅠ期である。建物の実態次第では、7世紀末頃に豊前国府の初期段階のものがそこにできていた可能性も無視できない。

そして現在のみやこ町の豊前国府跡にも8世紀代の遺構がある可能性は高そうである。瓦の出土状況、現状での地割などを考えると、Ⅲ期の方形区画が位置する政庁地区の南側・南西側がその前段階の政庁の候補地と考えられる。まさに今後の調査・検討課題である。

また、福原長者原遺跡とみやこ町豊前国府跡の距離は南東約1.6kmである。福原長者原遺跡と古代官道との距離は直線距離で約1.2km、みやこ町豊前国府跡と官道との距離は平安時代のもので約300m、奈良時代のものでその南側にあるならば150mほどになる。福原長者原遺跡からみやこ町豊前国府跡への移動の理由の一つに官道整備との関係があるかもしれない。

一方、福原長者原遺跡と現在の今川流域の入り海との関係は極めて重要であると考えている。当時の海岸線がどこまで入っていたのか、そしてそこから今川を伝って遡り、どこかの川の津で上陸し、福原長者原遺跡の近くまで移動することは可能であろう。福原長者原遺跡がなぜ今の場所に営まれたのか、理由の一つにこの海上交通・河川交通との関わりがあるものと推測している。みやこ町豊前国府跡への移動に関しても、陸上の古代官道整備と関係があるのであれば、逆に入り海・津などの営みとの関わりも一方であるのかもしれない。

最後に、この福原長者原遺跡の南側約数百mには竹並横穴墓群が位置する。この遺跡は5世紀後半から8世紀初めまで横穴墓が1000基以上築かれ、使用されたと考えられている。そして7世紀前半～8世紀初めの横穴墓から「奈□」ヘラ書き須恵器長頸壺（D-29 号横穴墓）と「□奈」ヘラ書き須恵器杯身（H-36-3号横穴墓）が出土している（行橋市歴史資料館編2007）。この時期の文字資料は地方ではさほど多くなく、その被葬者は渡来系の人物、かつ識字層・官人として活躍していた人物である可能性が想像される。そうすると、まさに福原長者原遺跡で仕事をしていた人物が目の前の竹並横穴墓群に葬られた可能性もありそうである。

[註]

(1) この国府域における地割に関しては、古くから歴史地理学の方々も検討されている。木下 1967 など。

[参考文献]

- 大橋泰夫 2016 『国郡制と国府成立の研究』平成 24 年度～平成 27 年度科学研究費補助金基盤研究 (C) 研究成果報告書
亀田修一 2008 『豊前における老司系軒丸瓦の様相』『地域・文化の考古学』下條信行先生退任記念論文集
木下良 1967 「国府と条里との関係について」『史林』50-5
九州歴史資料館 2014 『東九州自動車道関係埋蔵文化財調査報告 13 福原長者原遺跡第 3 次・福原寄原遺跡第 2・3 次』
豊津町教育委員会 1985 『豊前国府 昭和 59 年度発掘調査概報』豊津町文化財調査報告書第 3 集
豊津町教育委員会 1986 『豊前国府 昭和 60 年度発掘調査概報』豊津町文化財調査報告書第 4 集
豊津町教育委員会 1987 『豊前国府 昭和 61 年度発掘調査概報』豊津町文化財調査報告書第 5 集
豊津町教育委員会 1990 『豊前国府および節丸西遺跡 平成元年度発掘調査概報』豊津町文化財調査報告書第 9 集
豊津町教育委員会 1991 『豊前国府 平成 2 年度発掘調査概報』豊津町文化財調査報告書第 10 集
豊津町教育委員会 1992 『豊前国府および源左工門屋敷遺跡 平成 3 年度発掘調査概報』豊津町文化財調査報告書第 11 集
豊津町教育委員会 1993 『豊前国府 平成 4 年度発掘調査概報』豊津町文化財調査報告書第 12 集
豊津町教育委員会 1995 『豊前国府 平成 6 年度発掘調査概報』豊津町文化財調査報告書第 15 集
豊津町教育委員会 2000 『豊前国府跡惣社地区 I』豊津町文化財調査報告書第 23 集
豊津町教育委員会 2003 『豊前国府跡御所地区』豊津町文化財調査報告書第 30 集
長嶺正秀編 2010 『苅田町歴史資料館特別展 律令時代と豊前国—2010 年特別展示図録—』苅田町教育委員会
文化庁文化財部記念物課監修 2013 『発掘調査のてびき 各種遺跡調査編』同成社
前原平三郎 1982 「豊前国庁推定地出土軒平瓦」『古瓦雑記』前原平三郎遺稿集刊行会
山中敏史 1994 『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房
行橋市教育委員会 2015 『平成 27 年度行橋市歴史資料館特別展 稲童古墳群展』
行橋市教育委員会 2016 『福原長者原遺跡』行橋市文化財調査報告書第 58 集
行橋市歴史資料館編 2007 『平成 19 年度特別展 豊前地域の横穴墓—竹並遺跡からのメッセージ—』行橋市教育委員会

[図出典] (いずれも一部改変引用)

図 8：豊津町教育委員会 2003、図 9-1：前原 1982、同 2：豊津町教育委員会 1987、同 4：豊津町教育委員会 1992、同 5：豊津町教育委員会 1985、同 6：豊津町教育委員会 1991、図 10-1：豊津町教育委員会 1995、同 2：行橋市教育委員会提供

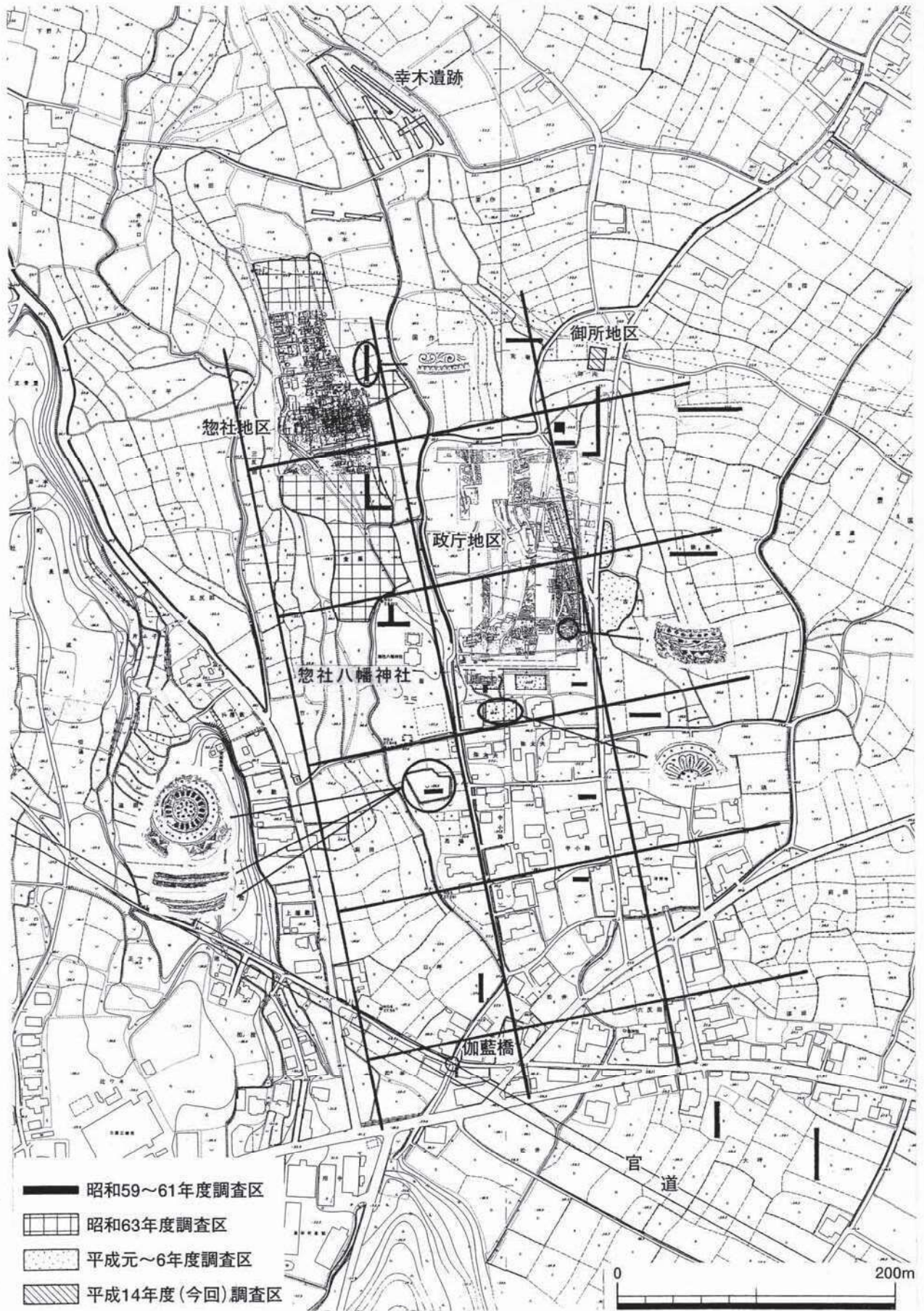


図8 豊前国府跡調査位置図・軒先瓦出土位置図 (1/4,000)

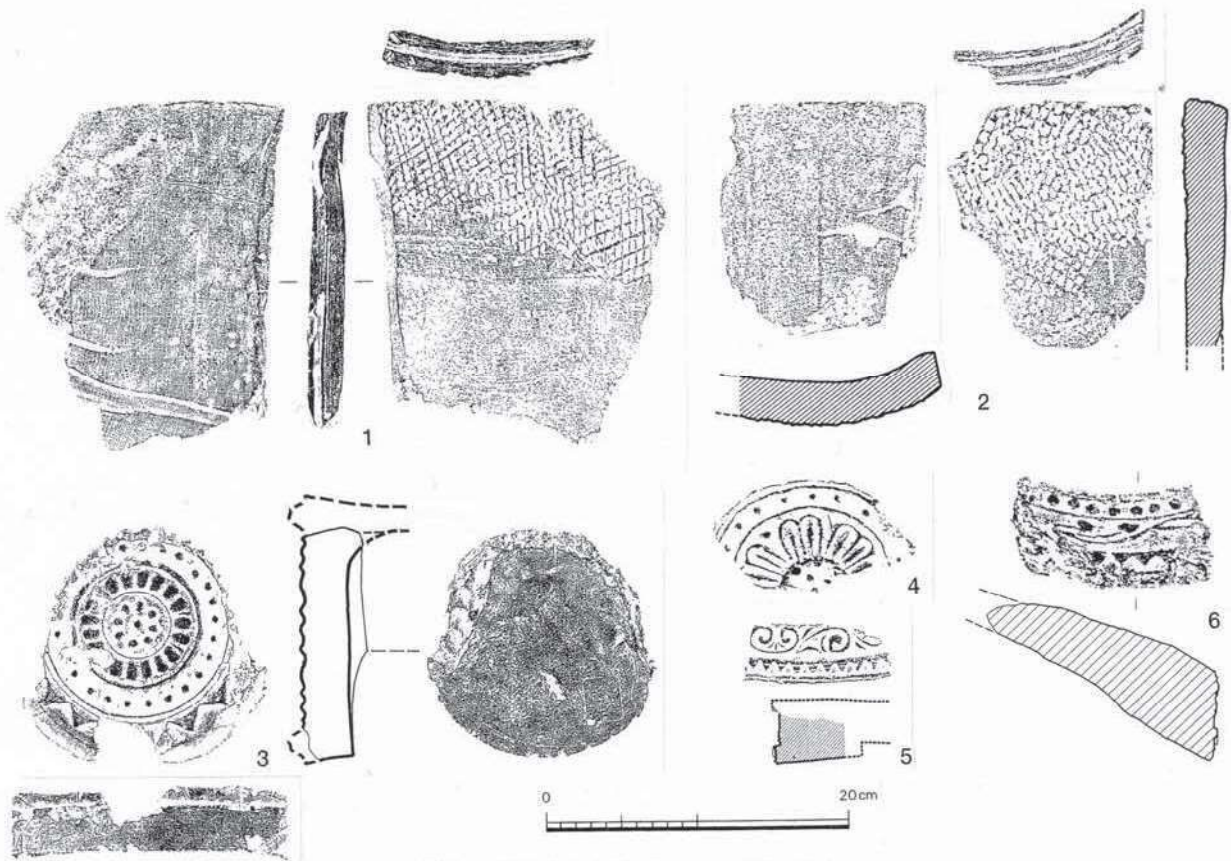


図9 豊前国府跡出土軒先瓦 (1/5)

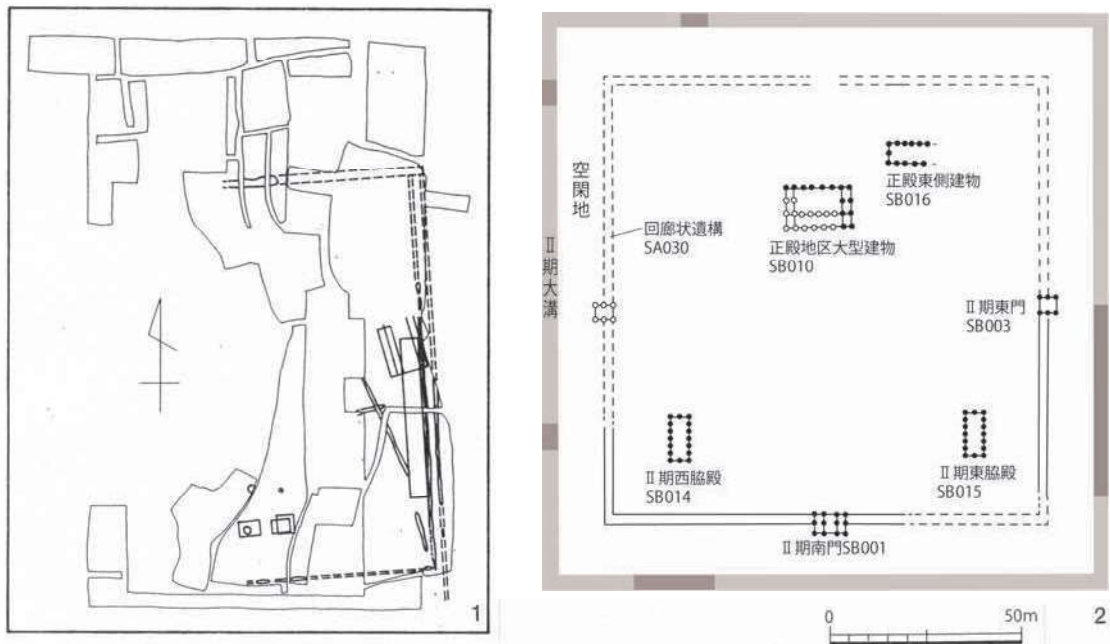


図10 豊前国府跡・福原長者原遺跡政庁遺構位置図・復元図 (1/2,000)

1: 豊前国府跡政庁Ⅲ期 2: 福原長者原遺跡Ⅱ期



図11 律令国図

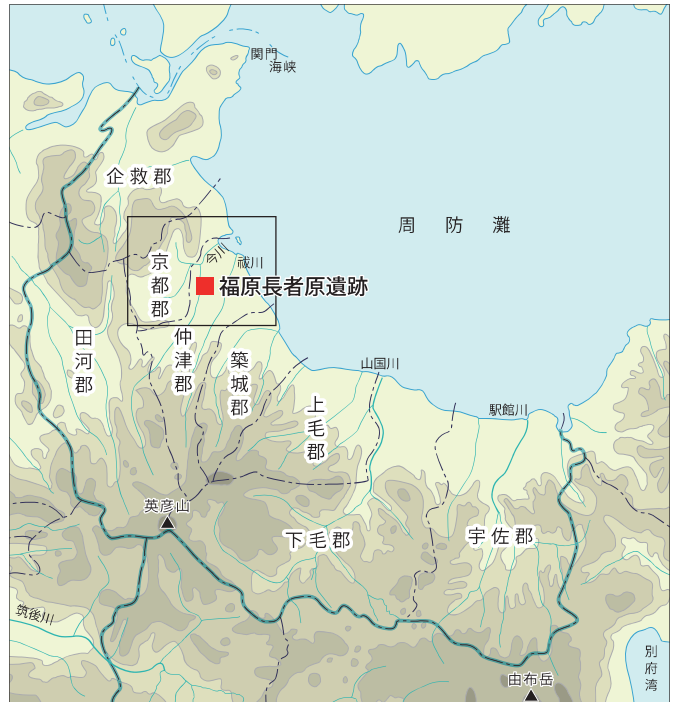


図12 豊前国図

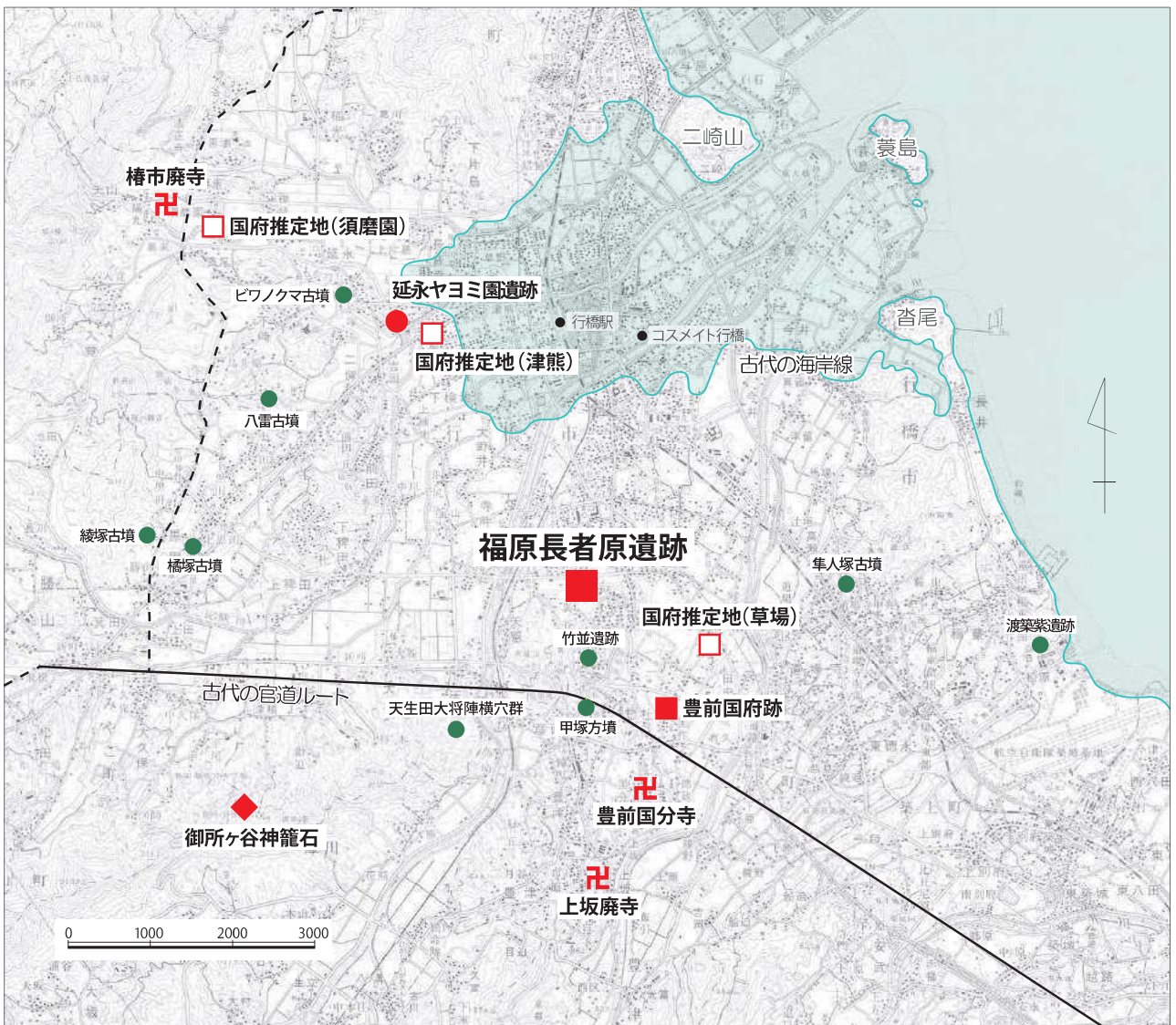


図13 福原長者原遺跡 関連遺跡図

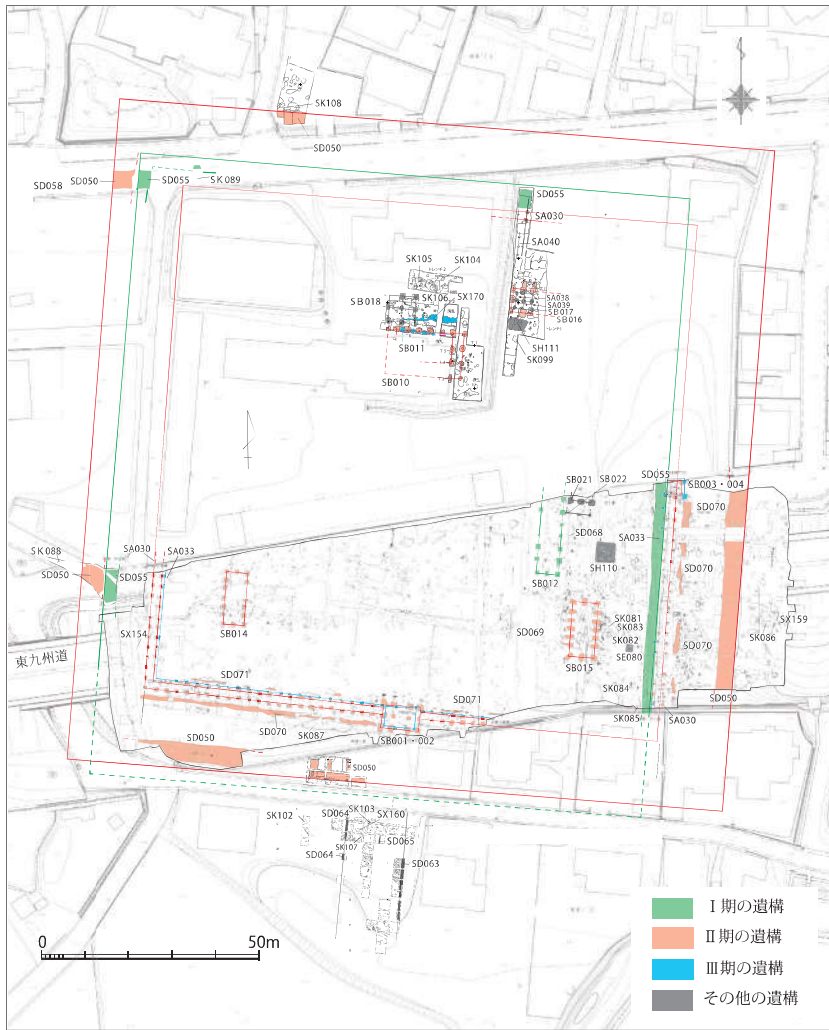
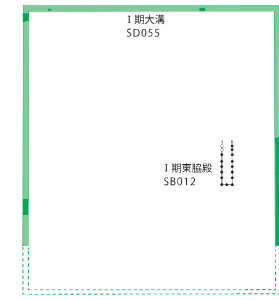
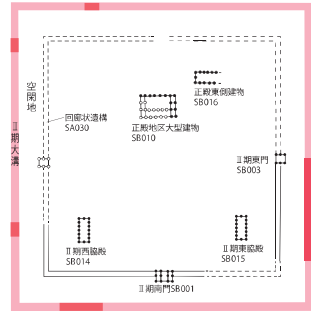


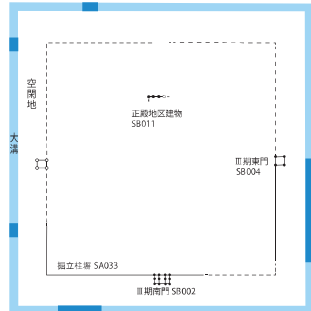
図14 福原長者原遺跡全体図



I 期 7世紀末～8世紀初頭



II 期 8世紀第1四半期



III 期 8世紀第2四半期

図15 福原長者原遺跡変遷模式図



図16 国庁の諸例

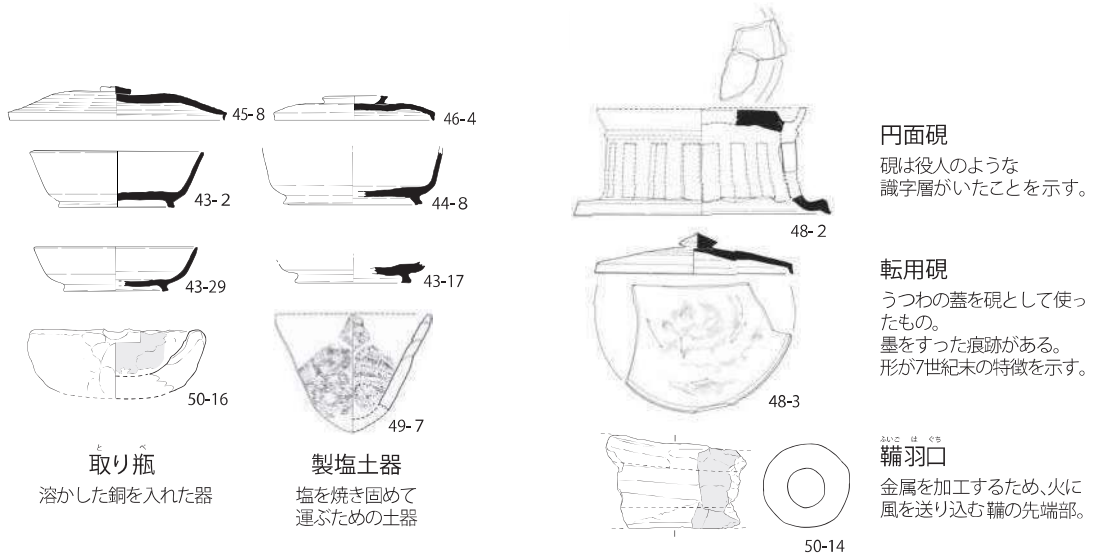
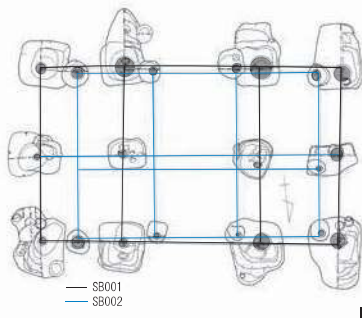


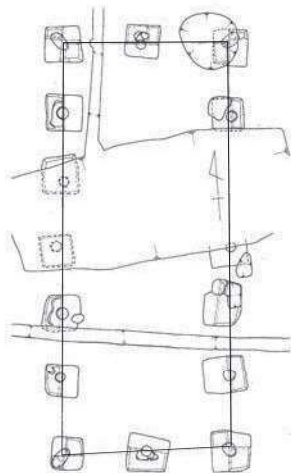
図17 主な出土遺物



I・II期南門跡



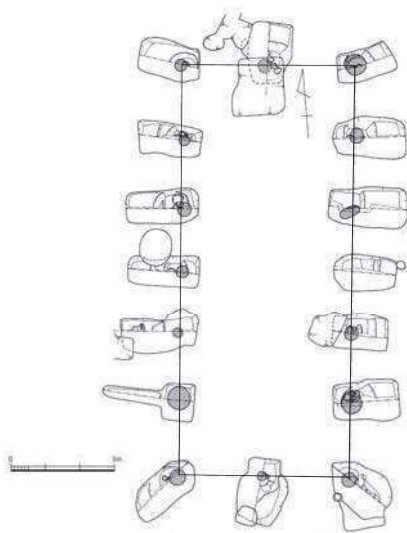
九州歴史資料館提供



II期西脇殿



九州歴史資料館提供



II期東脇殿



九州歴史資料館提供

図18 主な建物遺構の実測図と写真



北西からの空撮



I期大溝とII期大溝
(九州歴史資料館提供)



回廊状遺構と南門跡
(九州歴史資料館提供)